仕 様 書

1 名称 デジタルカラー複合機の借受

2 規格及び数量

下記①または②又は同等品とする。

※同等品で見積る場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、見積書提出期限までに同等・規格確認書(原本)を見積提出時に一緒に投函すること。

		品名	型番	メーカー	数量
1	1	コピー/プリンター/スキャナー/FAX デジタルフルカラー複合機 IM C3010F	312630	RICOH	1
		給紙テーブル PB3320	440347	140011	1
	2	デジタルカラー複合機 AP C3070(Model-PFS)		富士フィルムビジネ スイノベーション	1
同等品条件			備考		
		レーザーおよびLED記録方式	必須		
		ファーストコピータイム:モノクロ5.0秒以下、フルカラー7.0秒以下	必須] /	
		メモリー: 2GB以上	必須		
		ストレージ容量:128GB以上	必須		
		連続複写速度:A4判横・モノクロ30枚/分、フルカラー30枚/分以上	必須		
		解像度:読取、書込600dpi×600dpi以上	必須		
		原稿サイズ: 最大A3判サイズ	必須		
		ウォームアップタイム:25秒以下	必須		
		リカバリータイム(スリーブ復帰時間):7.0秒以下	必須		
		自動原稿送り:最大A3サイズに対応していること	必須		
		両面印刷:自動両面印刷に対応していること	必須		
		複写倍率: 25%~400%以上であること	必須		
		用紙カセット: 550枚以上×4段以上、手差し×1段を装備し、手差しトレイが本体向かって右側にあること	必須		
		用紙カセットに長3サイズの封筒をセットし印刷可能なこと、または手差しトレイに長3サイズの封筒を50枚以上セット可能なこと	必須		
		使用電源:AC100V·15A(50/60hz)	必須		
		本体寸法:幅620mm×奥行730mm×高さ1,180mm以内	必須		
	ファクス 機能	送受信サイズ: 最大A3判サイズ	必須		
		接続回線: G3を装備していること	必須		1
		アドレス帳(ワンタッチダイヤル又は短縮ダイヤル)に合計1,000件以上の登録が出来ること	必須		
		ネットワーク対応型であること	必須		
		最大解像度:600dpi×600dpi以上	必須		
		プリントサイズ:最大A3判サイズ	必須		
		対応OS:Windows10/Windows11/Windows Server2022に対応していること	必須		
		インターフェース: Ethenet1000BASE-T/100BASE-TXを装備していること	必須		
	スキャ ナー 機能	ネットワーク対応型のカラースキャナーであること	必須		
		出力フォーマット: JPEG、TIFF、PDFのスキャン文書が作成できること	必須		
		解像度: 600dpi以上	必須		
		読み取りサイズ: 最大A3判サイズ	必須		
		読み取り速度: A4判: モノクロ80枚/分以上、カラー80枚/分以上	必須		
		対応OS:Windows10/Windows11/Windows Server2022に対応していること	必須		
		スキャンした文章をネットワーク上の共有フォルダへ直接保存・送信できること	必須		
		インターフェース: Ethenet1000BASE-T/100BASE-TX	必須		
	その他	国際エネルギースタープログラム基準に適合していること	必須		
		グリーン購入法の基準に適合していること	必須		
		稼働中のジョブの途中でほかのジョブを割り込ませ、優先的にコピー、プリントできること	必須		

3 賃貸借期間

令和6年10月1日~令和11年9月30日(60ヵ月)

4 納入及び検査場所

札幌市豊平区市民部総務企画課広聴係 札幌市豊平区平岸6条10丁目

5 連絡先

札幌市豊平区市民部総務企画課広聴係 担当 蓬田 札幌市豊平区平岸6条10丁目 TEL:011-822-2407

TEL :011-822-2407

6 特記事項

- (1) 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- (2) 納入の際、電源投入を行い正常に動作することを確認すること。
- (3) ネットワーク設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態で機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。(なお、ネットワーク設定及び調整作業は含まない。)
- (4) 機器等の梱包材は、受注者が納入後速やかに引き取ること。
- (5) 仕様書のオプションの取付を行ったうえ、納入すること。
- (6) 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明書を求めることがある。 その場合、出荷証明書の提出が可能なことを契約(発注)の条件とする。
- (7) 同等品の判断には時間を要する事例もあり、入札書提出期限までに間に合わないことがあるため、確認に要する時間を考慮して発注課へ同等品の確認を依頼すること。
- (8) リース物品はすべて新品であること
- (9) 契約期間満了に伴う借上物品の撤去は受注者が行うこと。また、撤去に関わる費用は受注者の負担とする。
- (10) リース期間満了後におけるリース物品の買取または再リースについて、当事者は協議することができる。